

[事案 23-248] 契約無効確認請求

・平成 24 年 11 月 15 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 23-247]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

保険料振替口座の変更手続きを請求したところ、保険会社に不法行為・違法行為があつたとして、保険契約を解除し、既払込保険料の返還と損害賠償を求めて申立てがあつたもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 1 月、保険料振替口座の変更の申し出を行ったところ、保険会社の誤りにより、別の、夫が契約者である契約の保険料の払込方法を変更したため（給料天引きから口座振替に）、本来変更を求めていた保険契約は、保険料が未払いとなり自動振替貸付が行われてしまった。その後、保険会社に対して申し入れを行ったが、不誠実な対応であったことから、もはや信頼できないので、保険契約をすべて解除し、既払保険料の返還と、今後新たに他社との間で保険契約を締結する場合、現在よりも不利な条件での契約となることから、その損害賠償を求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の主張する解除事由が明らかでないが、約款に基づく解除（特段の理由を要しない）であるとすると、解除の効果は将来効であり、解除によって、保険料返還請求権は成立しない。
- (2) 本件手続不備による経済的損害については、自動振替貸付の取消し等により、既に回復されている。
- (3) 本件手続瑕疵により、今後他社で保険に加入する際の条件が不利になることは立証されていない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. 申立各契約の遡及的解除及び保険料の返還について

- (1) 契約を一方的に解除する場合には、契約上（保険契約では約款上）、あるいは法律上の根拠を必要とするが、申立人の解除理由は、保険会社が契約を継続するに当たっての事務手続き上の注意義務を怠ったことを理由に、債務不履行による解除（民法 541 条、543 条）を主張するものと判断すると、債務不履行による解除が認められるのは、催告をしても不履行が継続する場合、あるいは当該不履行によって契約の目的を達しえない場合である。

- (2) 本件では、保険会社に手続き上の瑕疵が存在したことは事実であるが、その瑕疵は治癒されているので、解除原因とはならず、またかかる手続き上の瑕疵は、契約の目的を達成しないような債務不履行とは言えないため、解除権は発生しない。
- (3) なお、保険会社の不誠実な対応により、契約を継続できなくなったとも主張しているが、この判断は主観的なものであり、法的な解除原因とはならず、仮に解除が認められるとても、保険契約のような継続的契約の場合には原則として解除に遡及効はないので（保険法 59 条、旧商法 683 条 1 項）、既経過分の保険料の返還は認められない。

2. 損害賠償請求について

- (1) 契約の一方当事者が債務の履行を怠り、これによって相手方が損害を被った場合には、怠った当事者は相手方に与えた損害の賠償を請求でき、本件においても、保険会社の手続きの瑕疵によって、回復までの間に生じた具体的な損害（財産上の損害）については、当該損害及びその金額を証明することにより賠償請求をすることは可能である。
- (2) しかし、本件における申立人の請求は、これと異なり、解除によって生じた損害の賠償であることから、上記のとおり、本件においては債務不履行を理由とする解除はできないので、解除を前提とした損害賠償請求は、その内容を検討するまでもなく、認めることはできない。